

石垣漁港フィッシャリーナビジター抽選実施要領

1. 目的

石垣漁港フィッシャリーナビジター使用にあたり、申請者の使用希望日に重複した日があった場合公平かつ平等に予約いただけるようにするため、下記のとおり石垣漁港フィッシャリーナビジター抽選実施要領を定める。

2. 抽選日

4月～6月末の希望を3月、7月～9月末の希望を6月、10月～12月末の希望を9月、1月～3月末の希望を12月の年4回実施。

日 時：水産課ホームページにて通知

場 所：石垣市役所

3. 申請方法

下記の書類を水産課ホームページに記載された各回の提出期限日までに水産課へ提出。

郵送での申請も可能。必着とする。

- ・石垣漁港フィッシャリーナ使用抽選申請書
- ・漁港施設使用届出書(住所、氏名、連絡先、船名、船の長さ、トン数を記入)
- ・誓約書
- ・使用する船舶の船検証
- ・個人で申請する場合は、身分証明書のコピー（免許書等）
法人で申請する場合は、法人登記（全部事項証明書）
- ・委任状（抽選会に申請者が参加できず、代理人をたてる場合のみ）

4. 抽選会

①～⑯までの枠で最大12枠まで申請が可能。各枠内で4名以上重複した場合「くじ引き」を行い当選者は1枠分当確、抽選漏れの場合1枠分落選とする。1巡目が終了後空き日を希望する場合、2巡目へ移り全抽選参加者が希望日の決定または辞退されるまで抽選を繰り返す。（別紙抽選枠表参照）

5. 注意事項

- ・船の全長が10m以上は係留できません。
- ・1隻につき1代表者の申し込みです。1隻に複数名の代表者をたてての申し込みまたは1代表者が複数隻の申し込みもできません。
- ・抽選に参加した者の合同や、転貸、譲渡が発覚した場合は関係した者の予約を取り消します。
- ・石垣市役所水産課に関連する施設使用料や水道光熱費等の滞納がある場合、抽選会への参加はできません。
- ・利用料金は、抽選会実施月の翌月末日までに許可分を全額お支払いください。なお、一旦お支払いいただいた使用料は、原則として返金できません。
※支払いが行われない場合、予約は取り消しとなります。

- ・申請者が抽選会の参加を原則とするが、参加が難しい場合代理人を立てること。
代理人を立てる場合、抽選会前日までに委任状を提出ください。
※当日の代理人変更は認めません。
- ・抽選の順番は申込順とし、ローテーション制とします。
- ・当確後、3箇所ある使用箇所については水産課で決定します。
- ・利用希望枠の変更は申請期間中であれば変更は可能です。申請期限日以降の変更はできません。
- ・多くの方が石垣漁港フィッシャリーナを利用できるようオーナー使用者及び許可船舶は申請できません。